

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 1 月12日
【計算期間】	第 5 特定期間 （自 平成21年 4 月14日 至 平成21年10月13日）
【ファンド名】	世界銀行債券ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】**

① ファンドの目的

投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリーファンド	あり ()		
	年2回	日本				
	年4回					
	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()				年6回 (隔月)	北米 欧州
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア オセアニア				
	日々	中南米			ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 公債 高格付））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

「高格付」とは、目論見書または投資信託約款において、原則として格付または信用力が相対的に高い債券を主要投資対象とする旨の記載があるもの、もしくは同様の内容が確認できるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（除く日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ ファンドの特色

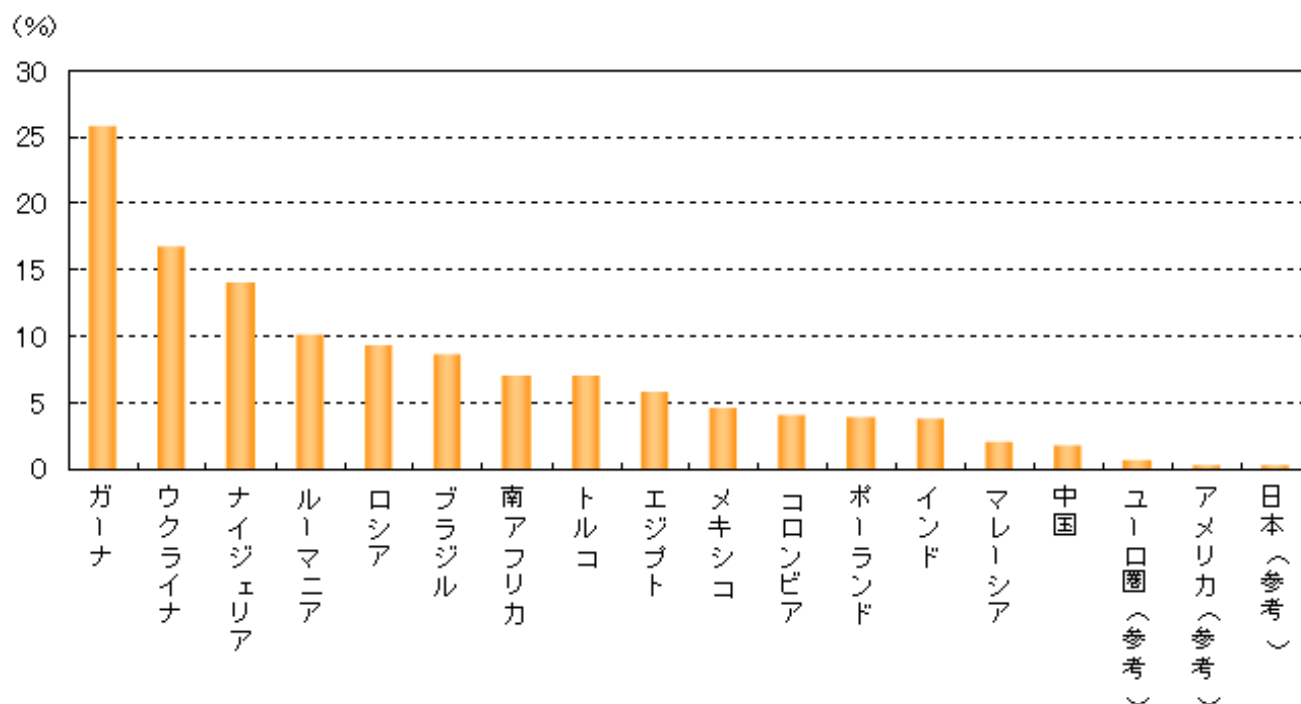
1) 相対的に利回りの高い、新興国通貨建て世界銀行債券に投資します。

- ・新興国通貨建ての債券に投資※することで、相対的な高金利の獲得をめざします。
- ・複数の新興国通貨へ投資を行ないながら、長期的な通貨の値上がりが期待できます。
- ・複数の通貨へ分散投資を行なうことにより、リスクの低減効果が期待できます。

※一部の通貨において直接新興国通貨建ての債券に投資できない場合などは、利子や元本の支払いが新興国通貨に応じて変動する仕組みを持つ米ドル建ての債券などに投資することがあります。また、流動性確保のため、一部を米ドルなどの通貨建て債券に投資します。

※なお、市況動向などにより、世界銀行債券の組入比率が一時的に大きく低下する場合があります。

<主要新興国通貨の短期金利（3ヵ月物）>



（2009年10月30日現在）

※上記は主要新興国の金利水準を示したものであり、上記国の通貨建て債券を組み入れることを約束するものでも、推奨するものでもありません。また、実際の組入債券の金利水準とは異なります。

※上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

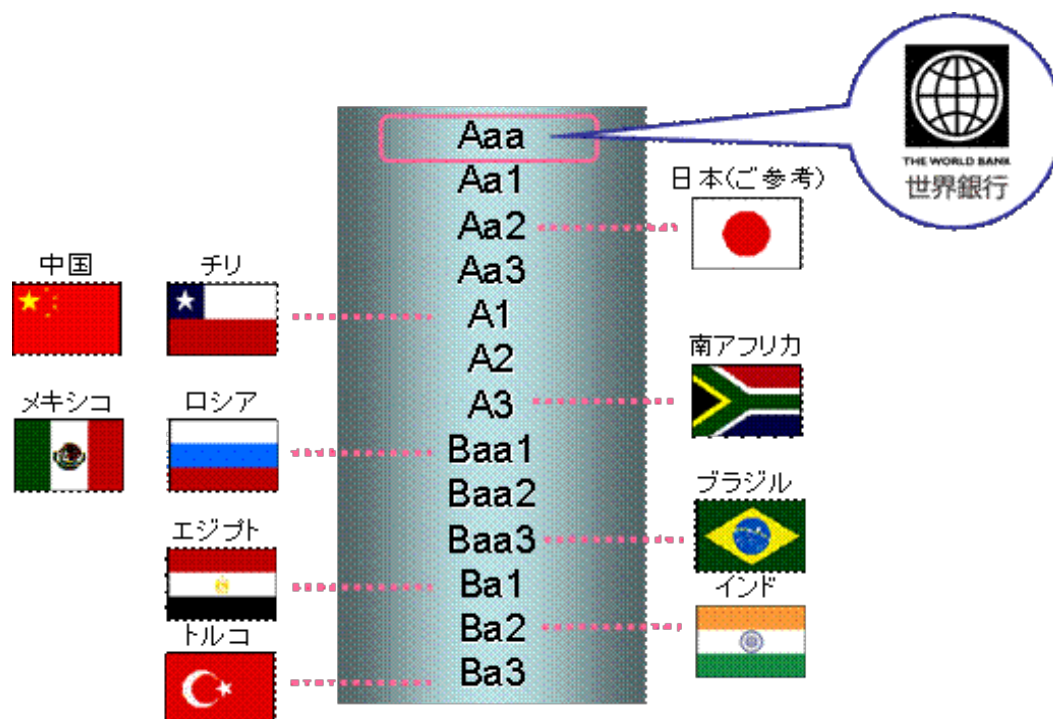
※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

2) 信用力の高い世界銀行が発行する短期債券を中心に組入れます。

- ・ 主な投資対象である世界銀行債券は、強固な資本構造、堅実な財務方針などによりAAA（S&P社）／Aaa（Moody's社）の高い格付を保有しています。
- ・ 世界銀行債券に投資することで、高金利を享受しながら信用リスクを抑制した運用成果が期待できます。

※投資する債券の残存期間は原則3年以内とします。（変動利付債券の場合は10年以内）

<世界銀行および主要新興国の格付>

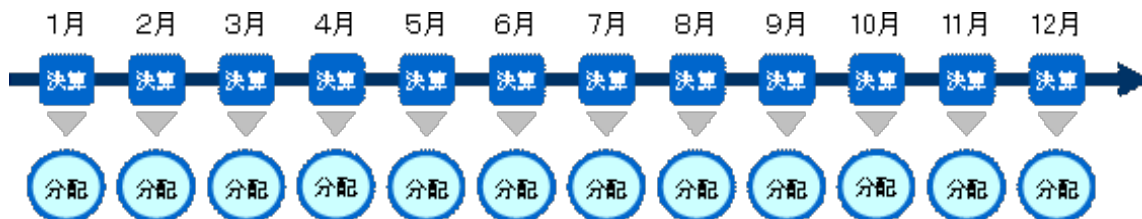


※上記格付は2009年10月末の自国通貨建長期債務（世界銀行は発行体）に対して付与されたものであり、上記国の通貨建て債券を組み入れることを約束するものでも、推奨するものでもありません。（Moody's社の記載方法を基準に作成。Moody's社の格付を優先して記載。）

3) 毎月の安定分配をめざしながら、新興国を応援します。

- ・主に組入債券の利子収入や値上がり益などを原資として、毎月の決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。
- ・毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
- ・基準価額が当初元本（1万口当たり1万円）を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。

※なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。



※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いを約束するものではありません。

＜分配金再投資コース＞の場合、原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

高い収益を期待するとともに、S R I（社会的責任投資）※にご参加いただけます。

- ・世界銀行は、新興国が安定かつ公正で持続可能な成長を実現できるよう支援しています。貧困層の生活水準向上、社会基盤整備、環境保護、紛争国の復興援助などに主眼をおいています。

※一般にS R I（Socially Responsible Investment）とは、資産運用における投資基準として、経済面だけでなく、社会面・倫理面にも着目して、投資対象の選定を行なう投資手法を指します。

《当ファンドでは信託報酬の一部を寄付します》

毎計算期間末に収受した信託報酬の中から、当該計算期間中の日々の純資産総額に0.05%の率を乗じて得た金額を新興国支援（医療支援・子ども支援など）に取り組んでいる国際連合関連の組織（国際開発協会（いわゆる「第二世銀」）など）に關係する団体・基金などへ寄付します。なお、寄付先や寄付金額などは運用報告書にて開示します。（寄付金額などは将来変更となることがあります。）

世界銀行とは

- 世界の主要各国から出資・支援されている国際機関です。
- 第二次大戦後の経済復興を目的に設立された機関の一つです。
- 国際開発金融機関として、特定の地域に偏ることなく、グローバルな活動を展開しています。

日本における主要プロジェクト

- 最初の貸出（1953年）：発電設備（関西、九州、中部電力）
 - 名神高速道路（1960年）
 - 東海道新幹線（1961年）
 - 最後の貸出（1966年）：東名高速道路（東京～静岡間）
- 1990年に日本は世界銀行からの借入を完済しました。

＊世界銀行は必ずしも当ファンドの投資対象国に融資するとは限りません。

＊世界銀行は当ファンド（投資対象とする投資信託証券を含みます。）の運用について責任を負うものではありません。

4) 投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

以下の投資信託証券に投資します。

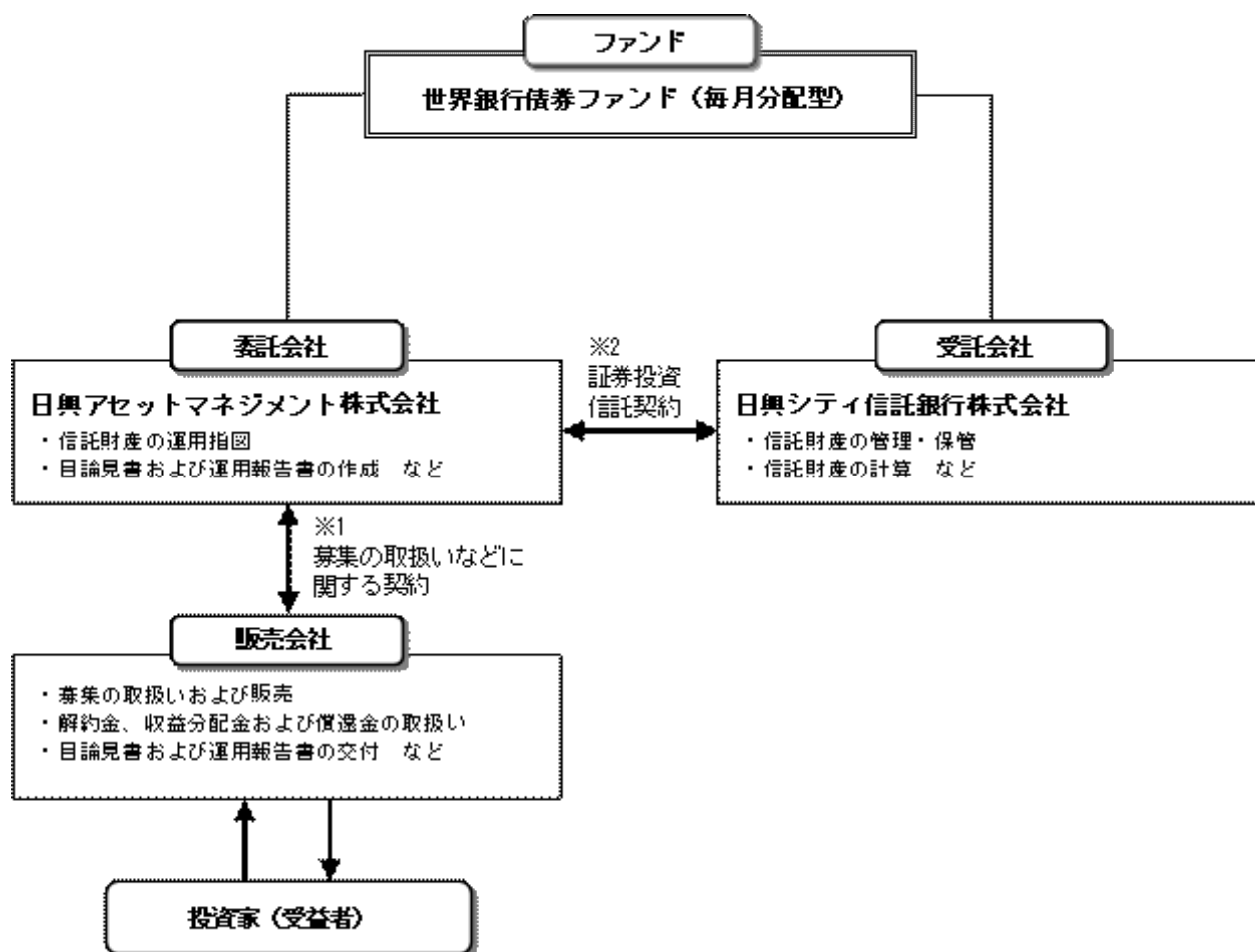
- ケイマン籍円建外国投資信託「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」
- 証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」

④ 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

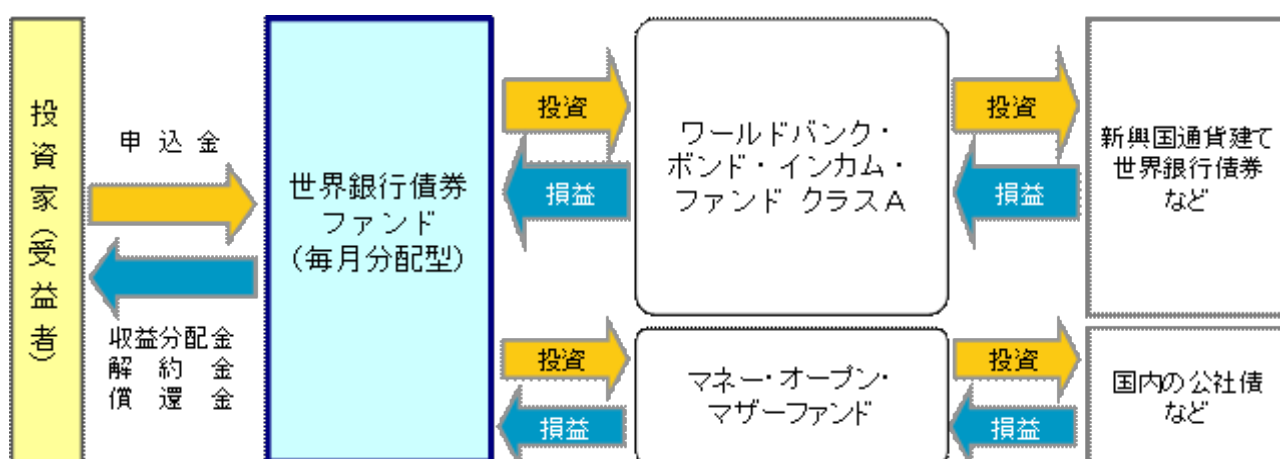


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（平成21年11月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	194,152,500株	98.54%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- 主として、以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ケイマン籍円建外国投資信託「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」

証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」

- 投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

ケイマン籍円建外国投資信託「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」

証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

- ② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) ケイマン籍円建外国投資信託「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」
- 2) 証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」
- 3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

- ④ 次の取引ができます。

- 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA＞（ケイマン籍円建外国投資信託）

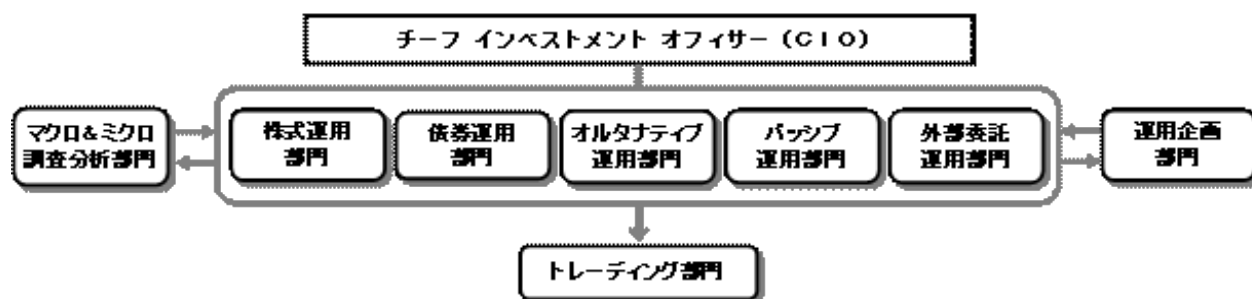
運用の基本方針	
主な投資対象	世界銀行が発行する新興国通貨建て債券を主な投資対象とします。
投資方針	・世界銀行が発行する新興国通貨建て債券を主な投資対象とすることで、安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・各通貨への投資比率は、各国の経済状況、金利水準、市場の流動性などに基づき決定します。 ・組み入れる債券は、原則として残存期間が3年以下（変動利付債の場合は10年以下）のものとします。 ・ファンドの流動性を確保するため、一部米ドルやユーロなどの主要国通貨建ての債券に投資することがあります。
主な投資制限	・原則として純資産総額の50%以上を有価証券に投資します。 ・株式への投資は行ないません。
収益分配	原則として毎月6日（休日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対して年率0.323%程度（国内における消費税等相当額はかかりません。） ※当該外国投資信託の純資産総額が200億円、為替相場が1米ドル＝120円の場合の概算値です。 ※当該外国投資信託の信託報酬率の内訳は、純資産総額に対し年率0.30%～0.32%と、固定報酬として年額5,000米ドル（純資産総額に対し年率0.003%相当）です。 ※純資産総額や為替相場などにより円換算後の信託報酬率は変動します。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、管理費用、監査費用、法律顧問費用など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	2106年12月31日まで
決算日	原則として、毎年2月末日

<マネー・オープン・マザーファンド>

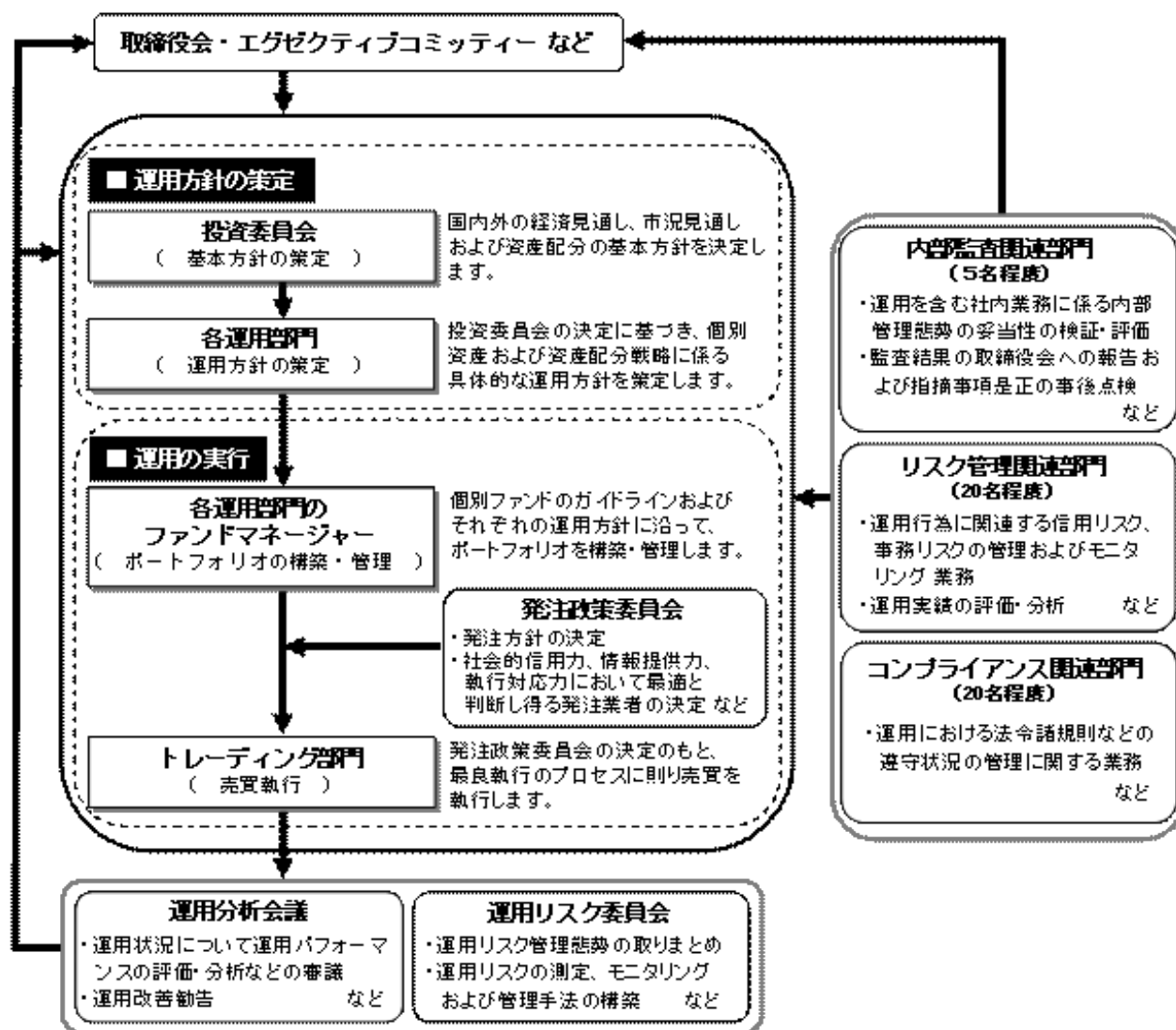
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成15年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】**① 収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準などを勘案して決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い**<分配金再投資コース>**

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】**① 約款に定める投資制限**

1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

5) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する新興国通貨建ての債券は、新興国の通貨の為替変動に影響を受けます。新興国の通貨は、為替変動が大きくなる場合があります。基準価額にも影響を与えることがあります。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・新興国通貨建ての債券は、新興国の通貨の為替変動に影響を受けます。新興国の通貨は、為替変動が大きくなる場合があります。

② カントリー・リスク

- ・投資対象となる債券は新興国通貨建てで起債されたものであるため、新興国における非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ・情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。

③ 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

④ 流動性リスク

- ・市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の通貨は、市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

⑤ 信用リスク

一般に公社債の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）するリスクがあります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

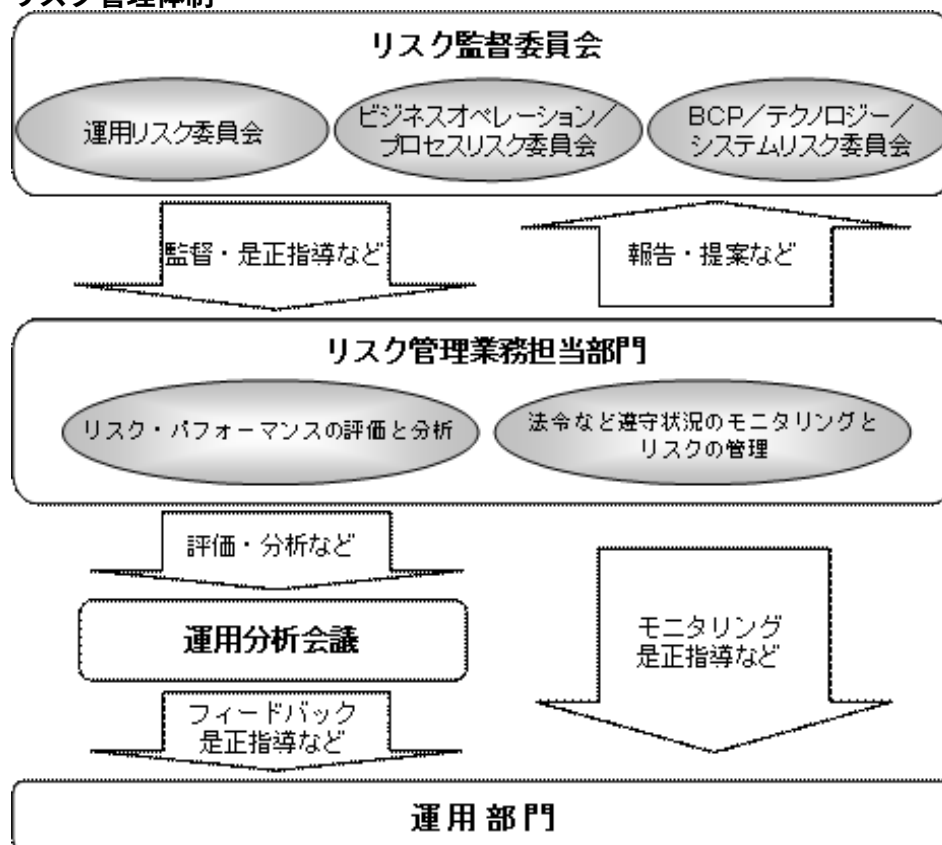
・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果についてはリスク監督委員会、あるいはその部門別委員会へ報告され運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.945%（税抜0.9%）
投資対象とする投資信託証券	0.323%程度※
実質的負担	1.268%（税抜1.223%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.945%（税抜0.9%）の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とするケイマン籍円建外国投資信託「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」の組入れに係る信託報酬率（年率）0.323%程度※がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.268%（税抜1.223%）程度となります。
- ※当該外国投資信託の信託報酬率は、当該外国投資信託の純資産総額が200億円、為替相場が1米ドル＝120円の場合の概算値です。
- ※当該外国投資信託の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- ※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の純資産総額や組入比率などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社
0.9450% (0.90%)	0.2835% (0.27%)	0.6300% (0.60%)	0.0315% (0.03%)

※括弧内は税抜です。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用

- も含まれます。)
- ⑥ この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
 - ⑦ 格付の取得に要する費用。
 - ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・管理費用
- ・監査費用
- ・法律顧問費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%（所得税のみ）となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

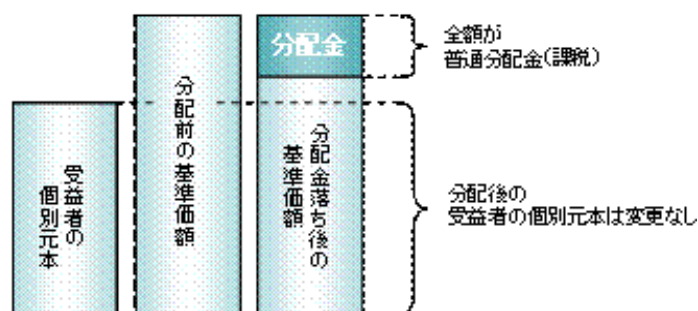
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と特別分配金

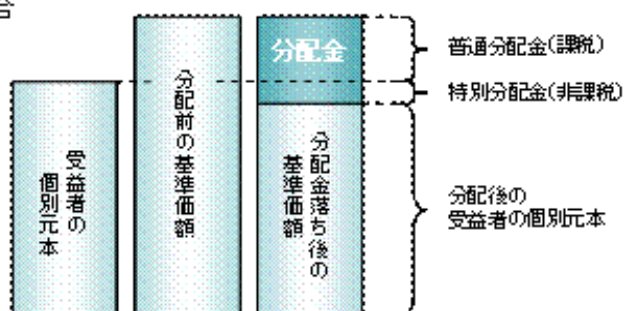
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成21年10月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	125,934,215	99.50
ケイマン諸島	125,934,215	99.50
親投資信託受益証券	128,541	0.10
日本	128,541	0.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	509,431	0.40
純資産総額	126,572,188	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

<投資信託受益証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 ケイマン諸島	投資信託受益証券 －	ワールドバンク・ボンド・インカム・ ファンド クラスA	192,383,464,106	0.6485 0.6546	124,752,107,808 125,934,215,603	99.50

<親投資信託受益証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 －	マネー・オープン・マザーファンド	126,854,082	1.0132 1.0133	128,528,898 128,541,241	0.10

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.50
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.60

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時（2007年6月21日）	1.0000	1.0000	17,074	17,074
第1特定期間末（2007年10月12日）	0.9930	1.0110	43,396	44,118
第2特定期間末（2008年4月14日）	0.8710	0.9070	51,459	53,336
第3特定期間末（2008年10月14日）	0.6938	0.7298	56,250	58,884
第4特定期間末（2009年4月13日）	0.6668	0.7028	62,380	65,499
第5特定期間末（2009年10月13日）	0.6649	0.7009	118,395	123,251

（注）分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2008年10月末日	0.6461	52,524
2008年11月末日	0.6167	50,697
2008年12月末日	0.6060	50,632
2009年1月末日	0.5836	50,364
2009年2月末日	0.6133	54,677
2009年3月末日	0.6190	57,096
2009年4月末日	0.6532	62,799
2009年5月末日	0.6818	69,475
2009年6月末日	0.6803	78,851
2009年7月末日	0.6900	92,558
2009年8月末日	0.6770	102,269
2009年9月末日	0.6612	112,972
2009年10月末日	0.6715	126,572

② 【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第1特定期間（2007年6月21日～2007年10月12日）	0.0180
第2特定期間（2007年10月13日～2008年4月14日）	0.0360
第3特定期間（2008年4月15日～2008年10月14日）	0.0360
第4特定期間（2008年10月15日～2009年4月13日）	0.0360
第5特定期間（2009年4月14日～2009年10月13日）	0.0360

③ 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1特定期間（2007年6月21日～2007年10月12日）	1.10
第2特定期間（2007年10月13日～2008年4月14日）	△8.66
第3特定期間（2008年4月15日～2008年10月14日）	△16.21
第4特定期間（2008年10月15日～2009年4月13日）	1.30
第5特定期間（2009年4月14日～2009年10月13日）	5.11

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は平成21年10月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
国債証券	109,962	21.34
日本	109,962	21.34
現先取引勘定	189,863	36.85
日本	189,863	36.85
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	215,428	41.81
純資産総額	515,254	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 —	国庫短期証券 第4 7 回	— 2009-11-16	20,000,000	99.99 99.99	19,998,646 19,998,646	3.88
日本円 日本	国債証券 —	国庫短期証券 第5 5 回	— 2009-12-21	20,000,000	99.98 99.98	19,995,818 19,995,818	3.88
日本円 日本	国債証券 —	国庫短期証券 第5 7 回	— 2009-12-28	20,000,000	99.98 99.98	19,995,073 19,995,073	3.88
日本円 日本	国債証券 —	国庫短期証券 第6 1 回	— 2010-01-25	20,000,000	99.96 99.96	19,992,891 19,992,891	3.88
日本円 日本	国債証券 —	国庫短期証券 第5 9 回	— 2010-04-12	20,000,000	99.93 99.93	19,985,269 19,985,269	3.88
日本円 日本	国債証券 —	国庫短期証券 第4 4 回	— 2010-02-10	10,000,000	99.95 99.95	9,994,988 9,994,988	1.94

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
国債証券	21.34
合計	21.34

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年6月21日 ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - 英国証券取引所の休業日
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ロンドンの銀行休業日
 - ニューヨークの銀行休業日
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- (10) 償還乗換
 - ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- (11) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - 英国証券取引所の休業日
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ロンドンの銀行休業日
 - ニューヨークの銀行休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- (7) 解約単位
1口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
 - ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

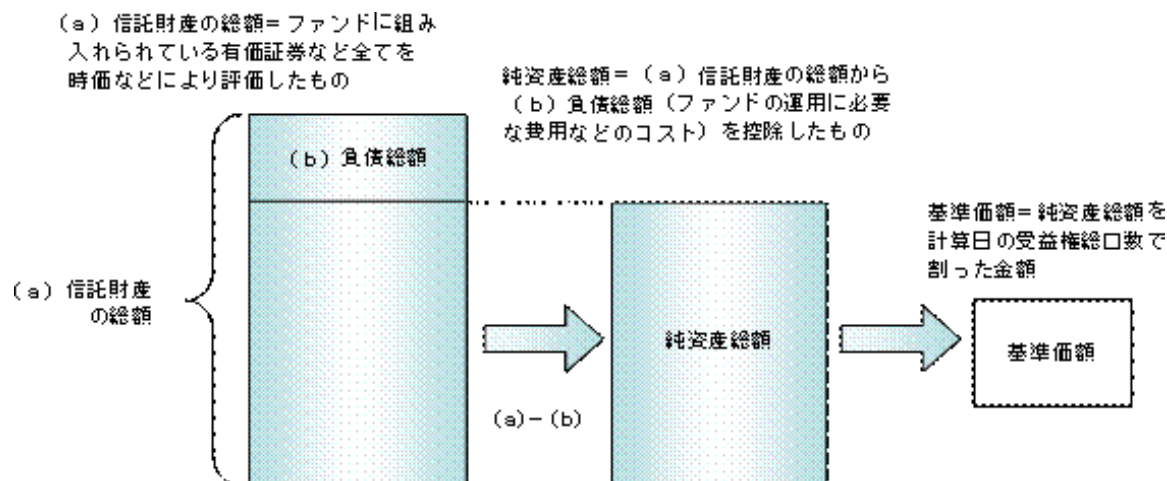
1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成19年6月21日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

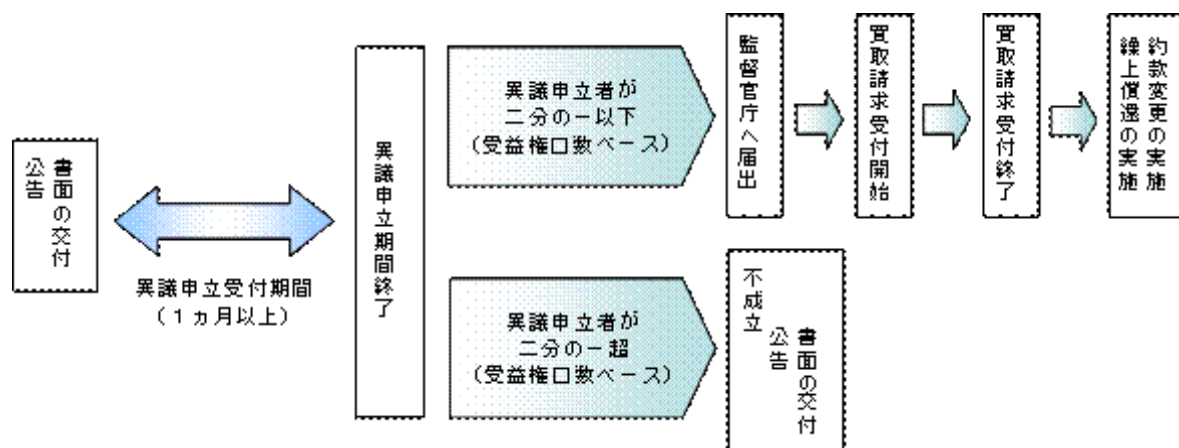
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、年2回（4月、10月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・ 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができ、

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成20年10月15日から平成21年4月13日までの特定期間と平成21年4月14日から平成21年10月13日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

世界銀行債券ファンド（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成21年4月13日現在	当期 平成21年10月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,441,528,115	2,242,535,423
投資信託受益証券	61,705,162,147	117,820,906,276
親投資信託受益証券	61,833,145	117,047,647
流動資産合計	63,208,523,407	120,180,489,346
資産合計	63,208,523,407	120,180,489,346
負債の部		
流動負債		
未払金	98,797,539	590,487,126
未払収益分配金	561,276,930	1,068,463,541
未払解約金	110,461,384	36,017,427
未払受託者報酬	1,618,674	2,813,298
未払委託者報酬	46,941,901	81,585,903
その他未払費用	8,624,590	6,028,684
流動負債合計	827,721,018	1,785,395,979
負債合計	827,721,018	1,785,395,979
純資産の部		
元本等		
元本	93,546,155,164	178,077,256,973
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△31,165,352,775	△59,682,163,606
（分配準備積立金）	935,005,033	1,400,813,915
元本等合計	62,380,802,389	118,395,093,367
純資産合計	62,380,802,389	118,395,093,367
負債純資産合計	63,208,523,407	120,180,489,346

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日	当期 自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日
営業収益		
受取配当金	3,663,067,473	5,639,170,848
受取利息	392,598	564,611
有価証券売買等損益	△1,778,598,562	△1,374,277,785
営業収益合計	1,884,861,509	4,265,457,674
営業費用		
受託者報酬	8,227,595	13,532,188
委託者報酬	238,602,147	392,435,408
その他費用	4,696,674	6,996,034
営業費用合計	251,526,416	412,963,630
営業利益	1,633,335,093	3,852,494,044
経常利益	1,633,335,093	3,852,494,044
当期純利益	1,633,335,093	3,852,494,044
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△9,179,585	44,588,622
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△24,820,032,210	△31,165,352,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,263,380,095	2,546,655,209
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,263,380,095	2,546,655,209
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,132,603,851	30,015,422,834
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,132,603,851	30,015,422,834
分配金	3,118,611,487	4,855,948,628
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△31,165,352,775	△59,682,163,606

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前期 自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日		当期 自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。		投資信託受益証券 同左 親投資信託受益証券 同左	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月13日から翌月12日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成20年10月15日から平成21年4月13日までとなっております。		当ファンドの計算期間は原則として、毎月13日から翌月12日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成21年4月14日から平成21年10月13日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成21年4月13日現在			当期 平成21年10月13日現在		
1.	期首元本額	81,070,759,989 円	1.	期首元本額	93,546,155,164 円
	期中追加設定元本額	15,826,279,371 円		期中追加設定元本額	92,226,196,524 円
	期中解約元本額	3,350,884,196 円		期中解約元本額	7,695,094,715 円
2.	当特定期間末日における 受益権の総数	93,546,155,164 口	2.	当特定期間末日における 受益権の総数	178,077,256,973 口
3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は31,165,352,775円であります。		3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は59,682,163,606円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日			当期 自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
		自 平成20年10月15日 至 平成20年11月12日			自 平成21年4月14日 至 平成21年5月12日
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	534,584,676 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	664,805,522 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	708,082,990 円	C	信託約款に定める収益調整金	1,068,208,795 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	592,966,004 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	927,694,560 円
E	分配対象収益（A + B + C + D）	1,835,633,670 円	E	分配対象収益（A + B + C + D）	2,660,708,877 円
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0224 円 224 円	F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0271 円 271 円
G	分配金額	490,035,574 円	G	分配金額	588,492,490 円
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円	H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円
		自 平成20年11月13日 至 平成20年12月12日			自 平成21年5月13日 至 平成21年6月12日
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	542,877,978 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	726,241,781 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	729,250,261 円	C	信託約款に定める収益調整金	1,273,325,591 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	633,701,652 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	990,041,290 円
E	分配対象収益（A + B + C + D）	1,905,829,891 円	E	分配対象収益（A + B + C + D）	2,989,608,662 円
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0230 円 230 円	F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0280 円 280 円
G	分配金額	495,644,932 円	G	分配金額	639,362,521 円
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円	H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円
		自 平成20年12月13日 至 平成21年1月13日			自 平成21年6月13日 至 平成21年7月13日
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	551,295,817 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	780,757,025 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	761,348,631 円	C	信託約款に定める収益調整金	1,666,851,405 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	677,745,905 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	1,066,570,455 円
E	分配対象収益（A + B + C + D）	1,990,390,353 円	E	分配対象収益（A + B + C + D）	3,514,178,885 円
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0236 円 236 円	F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0286 円 286 円
G	分配金額	505,243,859 円	G	分配金額	737,039,307 円
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円	H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円
		自 平成21年1月14日 至 平成21年2月12日			自 平成21年7月14日 至 平成21年8月12日
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	577,747,825 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	980,563,744 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	829,298,040 円	C	信託約款に定める収益調整金	2,154,084,248 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	719,734,919 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	1,095,846,710 円
E	分配対象収益（A + B + C + D）	2,126,780,784 円	E	分配対象収益（A + B + C + D）	4,230,494,702 円
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0242 円 242 円	F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0295 円 295 円
G	分配金額	526,145,646 円	G	分配金額	857,554,264 円
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円	H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円
		自 平成21年2月13日 至 平成21年3月12日			自 平成21年8月13日 至 平成21年9月14日
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	625,745,397 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,022,548,019 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	880,409,078 円	C	信託約款に定める収益調整金	2,617,585,129 円

D	信託約款に定める分配準備積立金	765,877,261 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	1,206,542,005 円
E	分配対象収益（A + B + C + D）	2,272,031,736 円	E	分配対象収益（A + B + C + D）	4,846,675,153 円
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0252 円 252 円	F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0301 円 301 円
G	分配金額	540,264,546 円	G	分配金額	965,036,505 円
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円	H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円
		自 平成21年3月13日 至 平成21年4月13日			自 平成21年9月15日 至 平成21年10月13日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	651,279,864 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,214,308,217 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	960,354,306 円	C	信託約款に定める収益調整金	3,053,630,073 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	845,002,099 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	1,254,969,239 円
E	分配対象収益（A + B + C + D）	2,456,636,269 円	E	分配対象収益（A + B + C + D）	5,522,907,529 円
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0262 円 262 円	F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0310 円 310 円
G	分配金額	561,276,930 円	G	分配金額	1,068,463,541 円
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円	H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0060 円 60 円

（有価証券に関する注記）

前期（自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	61,705,162,147	5,578,873,114
親投資信託受益証券	61,833,145	5,429
合計	61,766,995,292	5,578,878,543

当期（自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	117,820,906,276	1,316,730,410
親投資信託受益証券	117,047,647	10,675
合計	117,937,953,923	1,316,741,085

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成21年4月13日現在		当期 平成21年10月13日現在	
1口当たり純資産額	0.6668 円	1口当たり純資産額	0.6649 円
（1万口当たり純資産額）	（6,668 円）	（1万口当たり純資産額）	（6,649 円）

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****(1) 株式**

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券**（投資信託受益証券）**

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託受益証券	ワールドバンク・ボンド・インカム・ ファンド クラスA	181,878,521,576	117,820,906,276	
合計		181,878,521,576	117,820,906,276	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（親投資信託受益証券）

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	115,522,747	117,047,647	
合計		115,522,747	117,047,647	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドです。なお、同ファンドの状況は次の通りです。

また、当ファンドは「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 同ファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

同ファンドはケイマン籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同ファンドは、計算期間（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同ファンドの「貸借対照表」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同ファンドの投資顧問会社である日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドから入手した平成21年2月28日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

ワールドバンク・ボンド・インカムファンド

貸借対照表

2009年2月28日現在

日本円で表示

資産：

証券投資（時価）（特定された取得原価71,787,100,943円）	/	49,845,806,376
管理者保有現金		1,491,152,887
外貨（時価）（特定された取得原価278,606,403円）		291,688,489
債権		
未収利息		2,041,762,791
未収受取募集代金		111,787,627
前払資産		1,164,595
資産合計		53,783,362,765

負債：

債務		
運用報酬		30,942,862
専門家報酬		5,018,814
保管及び会計費用		8,211,284
受託者報酬及びその他報酬		376,898
負債合計		44,549,858

受益者に帰属する純資産

/ 53,738,812,907

純資産の構成：

元本	/	82,262,852,993
累積分配金		(8,610,533,828)
累積投資純利益		5,871,927,676
投資、外貨及び外国為替先渡契約に係る累積実現純損失		(3,505,591,894)
投資、外貨、外国為替先渡契約及びその他の資産に係る累積未実現評価純損失		(22,279,842,040)

純資産

/ 53,738,812,907

純資産価額及び受益証券1口当たり募集価額 — クラスA受益証券

(53,738,812,907円÷受益証券残高数90,468,085,786口)

/ 0.5940

添付の注記参照

ワールドバンク・ボンド・インカムファンド

純資産変動計算書

2009年2月28日までの1年間

日本円で表示

純資産の増加（減少）：

運用：

投資純利益	/	3,982,270,143
投資、外貨及び外国為替先渡契約に係る実現純損失		(3,349,625,783)
投資、外貨、外国為替先渡契約及びその他の資産に係る未実現評価損の純変動額		(18,238,719,501)
運用から生じる純資産の純減少額		(17,606,075,141)

配当及び分配決定額：

クラスA		(6,236,124,781)
配当及び分配決定額合計		(6,236,124,781)

資本取引：

受益証券の発行		29,160,583,311
受益証券の償還		(210,730,318)
資本取引から生じる純資産の純増加額		28,949,852,993

純資産の増加額合計		5,107,653,071
-----------	--	---------------

純資産：

期首		48,631,159,836
期末	/	53,738,812,907

添付の注記参照

ワールドバンク・ボンド・インカムファンド

投資ポートフォリオ

2009年2月28日現在

日本円で表示

元本金額	通貨		純資産に占める割合(%)	時価
社債及び国債 (92.8%)				
国際機関 (92.8%)				
銀行 (92.8%)				
26,800,000	TRY	International Bank for Reconstruction & Development, 15.25% DUE 04/03/09	2.9	1,541,043,906
7,000,000	BRL	International Bank for Reconstruction & Development, 9.50% DUE 04/27/09	0.5	287,009,996
5,000,000	TRY	International Bank for Reconstruction & Development, 15.00% DUE 07/15/09	0.5	284,434,006
100,000,000	ZAR	International Bank for Reconstruction & Development, 10.75% DUE 09/08/09	1.8	979,467,255
70,000,000	BRL	International Bank for Reconstruction & Development, 10.25% DUE 01/25/10	5.4	2,881,340,561
87,000,000	PLN	International Bank for Reconstruction & Development, 5.50% DUE 03/10/10	4.3	2,331,091,368
7,250,000	USD	International Bank for Reconstruction & Development, 7.44% DUE 06/22/10	1.3	715,817,933
66,700,000	BRL	International Bank for Reconstruction & Development, 9.00% DUE 06/22/10	5.0	2,695,522,732
88,000,000	ZAR	International Bank for Reconstruction & Development, 11.23% DUE 06/22/10	1.6	851,690,356
14,300,000	USD	International Bank for Reconstruction & Development, 0% DUE 06/25/10	2.7	1,454,258,425
2,600,000,000	RUB	International Bank for Reconstruction & Development, 5.75% DUE 06/25/10	10.4	5,569,876,904
3,000,000,000	INR	International Bank for Reconstruction & Development, 7.25% DUE 06/26/10	10.8	5,816,381,472
131,740,000	MYR	International Bank for Reconstruction & Development, 2.75% DUE 07/06/10	6.6	3,556,124,555
23,300,000	BRL	International Bank for Reconstruction & Development, 12.25% DUE 08/04/10	1.8	960,158,867
150,000,000	RON	International Bank for Reconstruction & Development, 9.25% DUE 10/08/10	7.1	3,799,824,402
141,000,000,000	COP	International Bank for Reconstruction & Development, 8.50% DUE 11/08/10	10.0	5,348,320,360
62,300,000	TRY	International Bank for Reconstruction & Development, 14.00% DUE 02/01/11	6.7	3,592,518,829
398,000,000	MXN	International Bank for Reconstruction & Development, 8.25% DUE 06/24/11	4.8	2,567,543,523
27,000,000,000	CLP	International Bank for Reconstruction & Development, 6.75% DUE 07/01/11	8.6	4,613,380,926
国際機関合計				49,845,806,376
社債及び国債合計（取得原価71,787,100,943円）				49,845,806,376
投資合計（特定された取得原価71,787,100,943円）			92.8%	49,845,806,376
負債額を超過する現金及びその他の資産			7.2	3,893,006,531

純資産

100.0%	/	53,738,812,907
--------	---	----------------

添付の注記参照

ワールドバンク・ボンド・インカムファンド

財務書類に対する注記

2009年2月28日までの1年間

重要な会計方針の要約

見積の使用

添付の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成されている。一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した財務書類の作成に際し、ファンドは、決算日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、また報告期間における収益及び費用の報告金額に影響を与える見積及び仮定を行うよう要求されている。公正価値評価された投資対象の売却で実現した最終的な金額を含む実績は、見積と異なる可能性があり、そのような差異は重大である場合がある。

会計処理の基礎

証券取引は取引日基準で計上されている。利息収入は、適用される源泉徴収税を控除し、発生主義で計上されている。利息費用は発生主義で計上されている。証券取引による実現損益は、売却された証券に対する個別法で計算されている。

投資有価証券の評価

債券及びその他の確定利付証券は制限証券を含み、受託者の使用承認を得た価格決定サービス機関が提供する評価に基づき、当該証券が通常取引されている主要市場における最終売買価格で評価されている。すべての短期債券（原則として満期まで12ヵ月未満）は、満期日まで定額法を用いて償却原価で評価される。しかし、定期的に時価との比較照合が実施され、減損費用が不要であることを確認している。

2006年9月、米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」という。）は財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下、「FAS 157」という。）を公表した。2008年3月1日付けで、ファンドはFAS 157を採用し、FAS 157に従って、公正価値は、当該投資資産又は負債の主要な市場、又は主要な市場が存在しない場合には最も有利な市場における独立した買い手との適時の取引においてファンドが投資資産を売却して受け取るであろう、又は負債を移転するために支払うであろう金額と定義されている。FAS 157は、(1) 市場参加者が資産又は負債の価格決定の際に使用するであろう仮定を反映し、報告主体とは独立した情報源から入手した市場データに基づく情報（観察可能な情報）と(2) 市場参加者が資産又は負債の価格決定の際に使用するであろう仮定についての報告主体自身の仮定を反映し、実際の状況下で得ることのできる最良の情報に基づく情報（観察不可能な情報）を区別することで、3段階の階層構造を確立し、開示のための公正価値測定の分類を確立している。ファンドの投資有価証券の価格の決定には、さまざまな情報が使用されている。それらの情報は、次に示す3つの大きなレベルにまとめられる。

金融商品の公正価値

- ・レベル1 — 活発な市場における同一資産の市場価格
- ・レベル2 — 活発とみなされない市場における情報を含む、その他の重要な観察可能な情報（類似の投資資産の市場価格、金利、繰上返済スプレッド、クレジット・リスクなど）
- ・レベル3 — 重要な観察不可能な情報（投資資産の公正価値を判定する際のファンド自身の仮定を含む）

公正価値の階層における金融商品のレベルは、公正価値の測定に対して重要なすべての情報のレベル中で最も低いものに基づいて決まる。しかし、何が「観察可能」なものに該当するかという決定には、投資顧問による重要な判断が必要となる。投資顧問は、観察可能な情報を、容易に入手可能で、定期的に公表又は更新され、信頼性があり検証可能で、専有情報ではなく、関係する市場に活発に関与している独立の情報源から提供されるマーケット情報とみなしている。金融商品の階層による分類は、当該商品の価格決定の透明性に基づくものであり、投資顧問が当該商品に対して認識しているリスクに必ずしも対応するものではない。

有価証券の評価に使用された情報や手法は、必ずしも当該証券への投資に伴うリスクの指標となるものではない。

公正価値で計上されるファンドの投資有価証券の評価の際に2009年2月28日現在で使用された情報は、以下のようにまとめられる。

評価のための情報

レベル1 — 市場価格

レベル2 — その他の重要な観察可能な情報

レベル3 — 重要な観察不可能な情報

有価証券への投資（円）

-

49,845,806,376

-

合計

49,845,806,376

外貨換算

日本円以外の通貨で保有されている資産及び負債は、財務書類の日付の為替レートで換算される。収益及び費用は、それらが実現した時点での為替レートで換算される。外貨取引から生じる実現・未実現損益は、それらが発生した年度の損益計算書に含まれる。

所得税

ケイマン諸島の現行法規に従い、ファンドの所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン課税及びその他税金の支払いは発生しない。ケイマン諸島以外の特定の管轄区域では、ファンドが受け取る配当金及び利子に対して、外国税金が源泉徴収されることがある。そのような管轄区域においてファンドが得たキャピタル・ゲインは、一般に外国所得税又は源泉徴収税の適用を受けない。ファンドは、いかなる管轄区域においても所得税の対象とはならないように業務を執行する。従って、当財務書類には税金に関する引当金は積み立てられていない。受益証券保有者は、個々の状況により、ファンドの課税所得の比例的持分に対して課税されることがある。

外国為替先渡契約

ファンドは、非円建て投資のすべて又は一部に係る為替リスクをヘッジするために、外国為替先渡契約を締結することがある。外国為替先渡契約を締結する際には、ファンドは、合意された将来日付において合意された価格で固定数量の外貨を受け渡すことに同意している。当契約は日次ベースで評価され、それに関するファンドの純資産は、契約日の為替先渡レートと報告日の先渡レートとの差額として測定された契約に係る未実現損益と表示され、貸借対照表に計上される。実現・未実現損益は損益計算書に計上される。これらの商品には、貸借対照表に認識されている金額以上の市場リスク、信用リスク、又はその両方のリスクが必然的に含まれる。リスクは、契約相手が当契約の条件を充たすことができない可能性、並びに通貨、証券価値及び金利の変動から生じる。すべての外国為替先渡契約は、ファンドの管理者と締結されている。期末時点において未決済の契約は存在しない。

現金及び現金同等物

現金及び外貨は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンに預託してある現金及び外貨から構成される。

新しい会計原則

2008年2月29日付けのファンドの財務書類は、米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」という。）解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理－ FASB基準書第109号の解釈指針」（以下、「FIN 48」という。）の適用をFIN 48-2「特定の非公開企業に対するFASB解釈指針（FIN）第48号の適用日」（以下、「FSP 48-2」という。）に従って繰り延べることを運用担当者が選択したことを開示している。FSP 48-2によって、ファンドは、FIN 48の適用を、2007年12月15日より後に開始する年度まで繰り延べるができる。当時の分析に基づき、運用担当者は、FIN 48の適用がファンドの財務書類に対して重大な影響を与えることにはならないと判断した。

2008年12月30日、FASBは、FIN 48-3「特定の非公開企業に対するFASB解釈指針（FIN）第48号の適用日」（以下、「FSP 48-3」という。）を公表した。これによって、FIN 48の適用日が再度繰り延べられた。FSP 48-3によれば、早期の適用が行われない限り、FIN 48は、2010年2月28日にファンドに適用されることになる。運用担当者は、この繰り延べを利用することを選択し、不確実な税務ポジションに関係する負債が生じる可能性があり合理的に見積もることが可能な場合に限り、それらの負債が生じる。継続的分析に基づき、運用担当者は、FIN 48の適用がファンドの財務書類に対して重大な影響を与えることにはならないと判断した。しかし、FIN 48に関する運用担当者の結論は、税法、規制及びそれについての解釈、並びにその他の要因の継続的な分析に基づいて、後日再検討及び調整の対象となることがある。

FIN 48は、運用担当者に対して、ファンドの税務ポジションが、該当する税務当局による審査（関係する申し立てや訴訟の決定を含む）において認められる可能性が高いかどうかをポジションのテクニカル・メリットに基づいて判定することを要求している。認識される税務上の利益は、最終確定時に実現される可能性が50%を超え、純資産が減少するような租税債務を計上することがある最大額の利益として測定される。FIN 48は、当初適用時にすべての既存の税務ポジションに対して適用する必要がある。累積的効果がある場合には、適用時に純資産の期首残高に対する調整として報告することになっている。

2007年9月、財務会計基準書第161号「デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する開示」（以下、「SFAS 161」という。）が公表され、2008年11月15日より後に開始する会計年度及び中間期に適用される。SFAS 161は、ファンドがデリバティブ商品に投資する理由、会計上の取り扱い及びデリバティブが財務パフォーマンスに及ぼす影響について情報を提供するための開示の強化を要求している。

2. 「マネー・オープン・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・オープン・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成21年4月13日現在	平成21年10月13日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		460,211,953	209,094,972
国債証券		-	109,955,368
現先取引勘定		499,715,000	209,921,460
流動資産合計		959,926,953	528,971,800
資産合計		959,926,953	528,971,800
負債の部			
流動負債			
未払金		-	19,992,000
未払解約金		-	42,707
流動負債合計		-	20,034,707
負債合計		-	20,034,707
純資産の部			
元本等			
元本		947,952,208	502,298,075
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		11,974,745	6,639,018
元本等合計		959,926,953	508,937,093
純資産合計		959,926,953	508,937,093
負債純資産合計		959,926,953	528,971,800

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間	自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日	自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日
有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

平成21年4月13日現在			平成21年10月13日現在		
1.	期首	平成20年10月15日	1.	期首	平成21年4月14日
	期首元本額	1,032,219,141 円		期首元本額	947,952,208 円
	期首からの追加設定元本額	37,978,024 円		期首からの追加設定元本額	123,585,623 円
	期首からの解約元本額	122,244,957 円		期首からの解約元本額	569,239,756 円
	平成21年4月13日現在の元本の内訳 ※			平成21年10月13日現在の元本の内訳 ※	
	上場インデックスファンド中国 A株（パンダ）CSI300	198,295 円		上場インデックスファンド中国 A株（パンダ）CSI300	198,295 円
	世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	61,063,742 円		上場インデックスファンド海外債券（Citigroup WGBI）毎月分配型	19,740 円
	高金利通貨コレクション	804,482 円		世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	115,522,747 円
	シティ・カンントリー・セレクトター	287,466 円		高金利通貨コレクション	870,087 円
	日興・GS 世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	132,596,870 円		シティ・カンントリー・セレクトター	1,234,720 円
	日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）	577,895,422 円		資源ファンド（株式と通貨）ブラジルリアル・コース	18,162,474 円
	世界ソブリン・ポートフォリオ	3,546,225 円		資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース	637,429 円
	ハイインカム・ソブリン・ポートフォリオ	5,329,249 円		資源ファンド（株式と通貨）オーストラリアドル・コース	330,893 円
	日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）	259,950 円		日興・GS 世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	116,810,451 円
	日興・アシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	124,598,528 円		日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）	68,596,385 円
	日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（ヘッジなし）	6,621 円		世界ソブリン・ポートフォリオ	2,171,693 円
	日興・GS 世界ソブリン・ファンド VA（適格機関投資家転売制限付）	41,365,358 円		ハイインカム・ソブリン・ポートフォリオ	1,111,478 円
	（合計）	947,952,208 円		日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）	2,456,403 円
2.	本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	947,952,208 口		日興・アシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	98,524,473 円
				日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）	121,589 円
				日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）	32,854,401 円
				日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）	879,943 円
				日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）	410,904 円
				日興・GS 世界ソブリン・ファンド VA（適格機関投資家転売制限付）	41,383,970 円
				（合計）	502,298,075 円
			2.	本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	502,298,075 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日）

該当事項はありません。

対象期間（自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	109,955,368	11,068
合 計	109,955,368	11,068

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成21年4月13日現在		平成21年10月13日現在	
1口当たり純資産額	1.0126 円	1口当たり純資産額	1.0132 円
（1万口当たり純資産額）	（10,126 円）	（1万口当たり純資産額）	（10,132 円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（邦貨建債券）

（単位：円）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	0074 0044	国庫短期証券 第4 4 回	10,000,000	9,994,172	
	0074 0047	国庫短期証券 第4 7 回	20,000,000	19,997,303	
	0074 0055	国庫短期証券 第5 5 回	20,000,000	19,994,475	
	0074 0057	国庫短期証券 第5 7 回	20,000,000	19,993,662	
	0074 0059	国庫短期証券 第5 9 回	20,000,000	19,983,756	
	0074 0061	国庫短期証券 第6 1 回	20,000,000	19,992,000	
国債証券 計			110,000,000	109,955,368	
合 計			110,000,000	109,955,368	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年10月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	127,583,130,255	円
II 負債総額	1,010,941,536	円
III 純資産総額（I－II）	126,572,188,719	円
IV 発行済数量	188,497,857,233	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.6715	円

（参考）マナー・オープン・マザーファンド**純資産額計算書**

I 資産総額	516,913,028	円
II 負債総額	1,658,935	円
III 純資産総額（I－II）	515,254,093	円
IV 発行済数量	508,504,782	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0133	円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（2007年6月21日～2007年10月12日）	43,922,073,193	218,303,846
第2特定期間（2007年10月13日～2008年4月14日）	17,491,321,941	2,112,088,378
第3特定期間（2008年4月15日～2008年10月14日）	26,630,986,364	4,643,229,285
第4特定期間（2008年10月15日～2009年4月13日）	15,826,279,371	3,350,884,196
第5特定期間（2009年4月14日～2009年10月13日）	92,226,196,524	7,695,094,715

（注）第1特定期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****（1）資本金の額**

平成21年11月末現在

資本金	17,363,045,900円
発行可能株式総数	220,000,000株
発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間ににおける主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

（2）会社の意思決定機構

・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成21年11月末現在）

（3）運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成21年11月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	367	62,041
株式投資信託	290	49,674
単位型	41	963
追加型	249	48,710
公社債投資信託	77	12,367
単位型	60	963
追加型	17	11,403
投資法人合計	1	39

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第49期 (平成20年 3 月31日)		第50期 (平成21年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		35,432		27,759
有価証券		337		—
前払費用		407		393
未収入金		7		3,869
未収委託者報酬		10,138		5,506
未収収益	※3	712	※3	582
立替金		190		222
繰延税金資産		1,901		862
その他	※2	30	※2	30
流動資産合計		49,158		39,226
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	843	※1	313
器具備品	※1	548	※1	346
有形固定資産合計		1,391		660
無形固定資産				
ソフトウェア		109		73
電話加入権等		21		21
無形固定資産合計		131		94
投資その他の資産				
投資有価証券		4,274		1,243
関係会社株式		8,154		7,719
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		1,062		1,037
繰延税金資産		661		1,218
その他		2		0
子会社投資損失引当金		△576		△576
投資その他の資産合計		13,639		10,702
固定資産合計		15,162		11,458
資産合計		64,321		50,684

(単位：百万円)

	第49期 (平成20年 3月31日)	第50期 (平成21年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	150	181
未払金	5,073	2,811
未払収益分配金	7	7
未払償還金	353	187
未払手数料	4,378	2,391
その他未払金	333	225
未払費用 ※3	6,697	3,701
未払法人税等	5,651	—
未払消費税等	424	—
賞与引当金	2,855	1,821
役員賞与引当金	320	191
その他	212	16
流動負債合計	21,384	8,723
固定負債		
退職給付引当金	624	612
その他	102	102
固定負債合計	727	714
負債合計	22,112	9,438
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金	4,157	4,272
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	4,161	4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,660	20,593
利益剰余金合計	21,660	20,593
株主資本合計	42,109	41,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	99	△26
評価・換算差額等合計	99	△26
純資産合計	42,208	41,246
負債純資産合計	64,321	50,684

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	87,292	56,567
その他営業収益	3,894	2,962
営業収益計	91,186	59,529
営業費用		
支払手数料	36,598	27,877
広告宣伝費	4,770	1,298
公告費	42	17
受益証券発行費	13	—
調査費	17,679	12,861
調査費	868	854
委託調査費	16,792	11,990
図書費	19	15
委託計算費	554	491
営業雑経費	1,002	714
通信費	237	190
印刷費	430	340
協会費	44	49
諸会費	9	7
その他	280	126
営業費用計	60,661	43,260
一般管理費		
給料	8,005	7,124
役員報酬	220	228
役員賞与引当金繰入額	320	191
給料・手当	4,578	4,879
賞与	31	4
賞与引当金繰入額	2,855	1,821
交際費	100	79
寄付金	19	33
旅費交通費	446	264
租税公課	341	255
不動産賃借料	1,164	921
退職給付費用	327	336
退職金	231	14
固定資産減価償却費	446	801
諸経費	3,806	2,992
一般管理費計	14,890	12,824
営業利益	15,634	3,444

	(単位：百万円)	
	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	63 ※ 1	710
有価証券売却益	—	160
有価証券償還益	—	73
時効成立分配金・償還金	689	106
その他	71	122
営業外収益計	826	1,176
営業外費用		
支払利息	16	15
有価証券売却損	—	51
有価証券償還損	—	200
時効成立後支払分配金・償還金	90	129
弁護士報酬等	31	37
その他	12	2
営業外費用計	150	438
経常利益	16,310	4,182
特別利益		
投資有価証券売却益	560	38
特別利益計	560	38
特別損失		
投資有価証券売却損	390	226
投資有価証券評価損	—	569
関係会社株式評価損	2,618	454
固定資産処分損	46	0
移転費用	110	—
割増退職金	—	433
その他	7	—
特別損失計	3,172	1,685
税引前当期純利益	13,697	2,535
法人税、住民税及び事業税	7,266	273
法人税等調整額	△1,581	568
法人税等合計	5,685	842
当期純利益	8,012	1,693

(3) 【株主資本等変動計算書】

	(単位：百万円)	
	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,223	16,287
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,092	4,157
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,157	4,272
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,097	4,161
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,161	4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	△6,969	△2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	△1,067
当期末残高	21,660	20,593
利益剰余金合計		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	△6,969	△2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	△1,067
当期末残高	21,660	20,593

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	40,937	42,109
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	△6,969	△2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,172	△836
当期末残高	42,109	41,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△582	△126
当期変動額合計	△582	△126
当期末残高	99	△26
評価・換算差額等合計		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△582	△126
当期変動額合計	△582	△126
当期末残高	99	△26
純資産合計		
前期末残高	41,619	42,208
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	△6,969	△2,760
当期純利益	8,012	1,693
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△582	△126
当期変動額合計	589	△962
当期末残高	42,208	41,246

重要な会計方針

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 リース取引の処理方法	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(4) 子会社投資損失引当金 同左 —
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。	—

表示方法の変更

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。	—

注記事項

（貸借対照表関係）

第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 166百万円 器具備品 210百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 77百万円 (流動負債) 未払費用 693百万円 ※4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナースhipに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 704百万円 器具備品 424百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 28百万円 (流動負債) 未払費用 272百万円 ※4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナースhipに支払うオフィス賃借料等の債務64百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次の通りであります。 受取配当金 703百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000	—	184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会 社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	—	520,000	6,000,000	—
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,450,000	—	310,000	3,140,000	—
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,550,000	—	80,000	1,470,000	—
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	—	4,250,000	110,000	4,140,000	—
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	—	30,000	—	30,000	—
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	—

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 4 平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

第50期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	—	670,000	5,330,000	—
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,140,000	—	300,000	2,840,000	—
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,470,000	—	150,000	1,320,000	—
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	—	530,000	3,610,000	—
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	—	—	30,000	—
合計			26,780,000	—	1,650,000	25,130,000	—

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの現時点で未定であります。

(リース取引関係)

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。	1 ファイナンス・リース取引 —
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年内 906百万円	1年内 906百万円
1年超 1,849百万円	1年超 942百万円
合計 2,755百万円	合計 1,849百万円

(有価証券関係)

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	△ 255
	小 計	1,545	1,289	△ 255
合 計		4,220	4,388	167

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
8,079	560	390

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投資証券	100
合 計	224

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合 計	337	1,078	792	1,112

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差 額
子会社株式	905	787	△ 117
合 計	905	787	△ 117

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	12	5
	そ の 他	273	299	25
	小 計	280	312	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	836	759	△ 76
	小 計	836	759	△ 76
合 計		1,117	1,072	△ 45

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度については、269百万円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
3,196	199	278

3 時価評価されていない有価証券
その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	121
その他 投資証券	50
合 計	171

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない投資証券につき、投資証券の実質価額の低下を考慮し、50百万円の減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	-	-	504	442
合 計	-	-	504	442

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差 額
子会社株式	500	499	△ 1
合 計	500	499	△ 1

(注) 当事業年度において、時価のある子会社株式につき、時価が著しく下落し回復する見込があると認められないため、404百万円の減損処理を行っております。

(持分法損益等)

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,201 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,495 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,019

(退職給付関係)

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバランスプラン型退職金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) イ 退職給付債務 △1,502 ロ 年金資産 688 ハ 未積立退職給付債務 △813 ニ 未認識数理計算上の差異 188 ホ 退職給付引当金残高 △624	2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) イ 退職給付債務 △1,429 ロ 年金資産 676 ハ 未積立退職給付債務 △753 ニ 未認識数理計算上の差異 141 ホ 退職給付引当金残高 △612
3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) イ 勤務費用 96 ロ 利息費用 29 ハ 期待運用収益 △5 ニ 数理計算上の差異の費用処理額 32 ホ 確定拠出型企業年金への掛金 174 ヘ 退職給付費用合計 327	3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) イ 勤務費用 107 ロ 利息費用 30 ハ 期待運用収益 △5 ニ 数理計算上の差異の費用処理額 34 ホ 確定拠出型企業年金への掛金 169 ヘ 退職給付費用合計 336

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ 割引率	2.0%	ロ 割引率	2.0%
ハ 期待運用収益率	0.7%	ハ 期待運用収益率	0.7%
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年
		5 割増退職金に関する事項	
		(単位：百万円)	
イ 流動負債		16	
ロ 割増退職金		433	

(ストックオプション等関係)

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

（注）1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	—	680,000
付与	—	0
失効	—	0
権利確定	—	680,000
権利未確定残	—	0
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	0	0

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

- 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 平成18年度ストックオプションのうち平成18年7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

（注）1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,000,000	3,140,000
付与	0	0
失効	670,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	5,330,000	2,840,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,140,000	330,000
付与	0	0
失効	120,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,020,000	300,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	4,140,000	30,000
付与	0	0
失効	530,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	3,610,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	0	0

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 169百万円

(税効果会計関係)

第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 1,161 未払事業税 551 その他 188 1,901 繰延税金資産(固定) 退職給付引当金超過額 254 子会社投資損失引当金 234 その他 240 729 繰延税金資産合計 2,630 繰延税金負債(固定) その他有価証券評価差額金 68 繰延税金負債合計 68 繰延税金資産の純額 2,562	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 895 その他 182 1,078 繰延税金資産(固定) 投資有価証券等評価損 171 関係会社株式評価損 185 退職給付引当金超過額 249 子会社投資損失引当金 234 固定資産減価償却超過額 215 その他 162 1,218 繰延税金資産合計 2,297 繰延税金負債(流動) 事業税中間納付還付予定額 216 繰延税金負債合計 216 繰延税金資産の純額 2,080
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.6% 外国税額控除の影響額等 △11.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.2%

(関連当事者情報)

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1 関連当事者との取引

(1) 関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注1)	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

株式会社日興コーディアルグループ

(注) 平成20年5月1日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円

営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注1)	13,541	未払手数料	1,406

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上分配を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

日興シティホールディングス株式会社

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情

報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成20年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	6,747百万円
負債合計	1,977百万円
純資産合計	4,769百万円

営業収益	10,700百万円
税引前当期純利益	3,968百万円
当期純利益	3,255百万円

（1株当たり情報）

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	229円33銭	1株当たり純資産額	222円93銭
1株当たり当期純利益	43円54銭	1株当たり当期純利益	9円16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	—	41,246
普通株式に係る純資産額（百万円）	—	41,246
差額の主な内訳（百万円）		
新株予約権	—	—
普通株式の発行済株式数（千株）	—	185,013
普通株式の自己株式数（千株）	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	—	185,013

（注）当事業年度より、1株当たり純資産額の算定上の基礎を記載しております。

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益（百万円）	8,012	1,693
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,012	1,693
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	184,023	184,790
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション(1) 4,140,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 5,330,000株、平成17年度ストックオプション2,840,000株、平成18年度ストックオプション1,320,000株、平成19年度ストックオプション(1) 3,610,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。

（重要な後発事象）

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

- ① 割当先 日興アセットマネジメント社員持株会
- ② 発行価額 1株につき金239円
- ③ 資本組入額 1株につき金119円50銭
- ④ 払込期日 平成20年6月23日

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているグローバルコレクション（隔月分配型）（121百万円 当事業年度末現在）が平成21年5月14日に繰上償還されることを、平成21年5月11日に金融庁に届出ております。

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

（１）中間貸借対照表

(単位：百万円)

第51期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,422	
未収委託者報酬	6,134	
未収収益	900	
立替金	1,211	
繰延税金資産	973	
その他	※ 2	450
流動資産合計	31,093	
固定資産		
有形固定資産	※ 1	497
無形固定資産	81	
投資その他の資産		
投資有価証券	11,054	
関係会社株式	7,719	
長期差入保証金	1,044	
繰延税金資産	1,080	
その他	60	
子会社投資損失引当金	△576	
投資その他の資産合計	20,382	
固定資産合計	20,961	
資産合計	52,054	

(単位：百万円)

第51期中間会計期間末
(平成21年9月30日現在)

負債の部

流動負債

未払金	3,389
未払費用	4,148
未払法人税等	598
未払消費税等	123
賞与引当金	1,336
役員賞与引当金	110
その他	230
流動負債合計	9,937

固定負債

退職給付引当金	678
その他	102
固定負債合計	781

負債合計	10,718
------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	16,403
資本剰余金	
資本準備金	4,272
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	4,277

利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,576
利益剰余金合計	20,576

株主資本合計	41,256
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	79
評価・換算差額等合計	79

純資産合計	41,335
-------	--------

負債純資産合計	52,054
---------	--------

（２）中間損益計算書**（単位：百万円）**

第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		24,168
その他営業収益		1,347
営業収益合計		25,515
営業費用及び一般管理費	※ 1	24,429
営業利益		1,085
営業外収益	※ 2	855
営業外費用	※ 3	307
経常利益		1,633
特別利益	※ 4	1
特別損失	※ 5	41
税引前中間純利益		1,593
法人税、住民税及び事業税		573
法人税等調整額		△46
中間純利益		1,065

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		16,403
当中間期末残高		<u>16,403</u>
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		4,272
当中間期末残高		<u>4,272</u>
その他資本剰余金		
前期末残高		4
当中間期末残高		<u>4</u>
資本剰余金合計		
前期末残高		4,277
当中間期末残高		<u>4,277</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		20,593
当中間期変動額		
剰余金の配当		△1,082
中間純利益		<u>1,065</u>
当中間期変動額合計		<u>△16</u>
当中間期末残高		<u>20,576</u>
利益剰余金合計		
前期末残高		20,593
当中間期変動額		
剰余金の配当		△1,082
中間純利益		<u>1,065</u>
当中間期変動額合計		<u>△16</u>
当中間期末残高		<u>20,576</u>
株主資本合計		
前期末残高		41,273
当中間期変動額		
剰余金の配当		△1,082
中間純利益		<u>1,065</u>
当中間期変動額合計		<u>△16</u>
当中間期末残高		<u>41,256</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		△26
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		<u>106</u>
当中間期変動額合計		<u>106</u>
当中間期末残高		<u>79</u>

評価・換算差額等合計	
前期末残高	△26
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>106</u>
当中間期変動額合計	<u>106</u>
当中間期末残高	<u>79</u>
純資産合計	
前期末残高	41,246
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,082
中間純利益	1,065
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>106</u>
当中間期変動額合計	<u>89</u>
当中間期末残高	<u>41,335</u>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可 能期間（5年）に基づく定額法によっておりま す。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支 給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上 しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支給 見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、当中間会計期間末において発生してい ると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時にお ける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数（10年）で按分した額をそれぞれ発生の翌事 業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備 えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期 間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第51期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,292百万円 ※2. 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※3. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務49百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	163 百万円
無形固定資産	14 百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	0 百万円
受取配当金	713 百万円
時効成立分配金・償還金	15 百万円
有価証券償還益	13 百万円
中間納付法人税等還付加算金	110 百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	5 百万円
時効成立後支払分配金・償還金	46 百万円
弁護士報酬等	30 百万円
為替差損	60 百万円
支払源泉所得税	71 百万円
※4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	1 百万円
※5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	12 百万円
割増退職金	28 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第51期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	185,012,500	—	—	185,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計期 間増加	当中間会計期 間減少	当中間会計期間 末	
平成16年度ストックオプション (1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション (2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション (3)	普通株式	5,330,000	—	90,000	5,240,000	—
平成17年度ストックオプション	普通株式	2,840,000	—	160,000	2,680,000	—
平成18年度ストックオプション	普通株式	1,320,000	—	—	1,320,000	—
平成19年度ストックオプション (1)	普通株式	3,610,000	—	40,000	3,570,000	—
平成19年度ストックオプション (2)	普通株式	30,000	—	—	30,000	—
合計		25,130,000	—	290,000	24,840,000	—

(注) 1. 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

4 配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	該当事項はありません。
2. オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	906 百万円
1年超	488 百万円
合計	1,395 百万円

（有価証券関係）

第51期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
① 株式	7	18	11
② その他	10,765	10,888	122
合 計	10,772	10,906	134

（注）減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間末においては該当ございません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	500	669	168
合 計	500	669	168

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,748
関連会社株式	2,892
その他有価証券	
① 非上場株式	97
② その他	50

(持分法損益等)

第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	(単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額	2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	4,307
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	683

(ストックオプション等関係)

第51期中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	223円42銭
1株当たり中間純利益	5円75銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので希薄化効果を算定できないため、記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第51期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	41,335
普通株式に係る純資産額(百万円)	41,335
差額の主な内訳(百万円) 新株予約権	—
普通株式の発行済株式数(千株)	185,013
普通株式の自己株式数(千株)	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	185,013

2 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎

	第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間純利益(百万円)	1,065
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	1,065
普通株式の期中平均株式数(千株)	185,013
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(3) 5,240,000株 平成17年度ストックオプション 2,680,000株 平成18年度ストックオプション 1,320,000株 平成19年度ストックオプション(1) 3,570,000株 平成19年度ストックオプション(2) 30,000株

(重要な後発事象)

第51期中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

住友信託銀行株式会社は、平成21年10月1日に当社取締役から取得した新株予約権を同日行使しました。行使価額は同日払込まれ、当社は12,000,000株の当社普通株式を発行いたしました。

- | | |
|--------|------------|
| ①割当先 | 住友信託銀行株式会社 |
| ②発行価額 | 1株につき金159円 |
| ③資本組入額 | 1株につき金 80円 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
日興シティ信託銀行株式会社	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
SMBCフレンド証券株式会社	27,270百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
オリックス証券株式会社	3,000百万円	
かざか証券株式会社	15,446百万円	
中央証券株式会社	4,374百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成21年10月1日現在)	
八十二証券株式会社	800百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	
株式会社青森銀行	15,221百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100百万円	
株式会社大分銀行	15,000百万円	
オーストラリア・ニュージーランド銀行	13,460百万豪ドル	
株式会社佐賀銀行	16,062百万円	
株式会社四国銀行	25,000百万円	
株式会社七十七銀行	24,658百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社常陽銀行	85,113百万円	
株式会社泉州銀行	44,575百万円	
株式会社第四銀行	32,776百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社東京都民銀行	48,120百万円	
株式会社徳島銀行	11,036百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社八十二銀行	52,243百万円	
株式会社百十四銀行	37,322百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社福島銀行	18,127百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	
株式会社三井住友銀行	664,986百万円	
株式会社宮崎太陽銀行	5,752百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社横浜銀行	215,628百万円	
日興アセットマネジメント株式会社	17,363百万円 (平成21年11月末現在)	証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成21年4月28日	臨時報告書
平成21年7月10日	有価証券報告書
平成21年7月10日	有価証券届出書
平成21年7月30日	臨時報告書
平成21年9月28日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界銀行債券ファンド（毎月分配型）の平成20年10月15日から平成21年4月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界銀行債券ファンド（毎月分配型）の平成21年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年11月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界銀行債券ファンド（毎月分配型）の平成21年4月14日から平成21年10月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界銀行債券ファンド（毎月分配型）の平成21年10月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月16日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻 村 和 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。